

D1グランプリシリーズプロモーション規定

D1 JAPAN ORGANIZATIONは、ファン、観客、テレビ視聴者、スポンサーの満足度向上を目指し、その結果として得られる関係者の利益拡大のために、D1グランプリシリーズプロモーション規定を設ける。エントラントはこの規定を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図らなければならない。なお本規定に定められぬ事象が発生した場合、そのすべての基準と判断はD1 JAPAN ORGANIZATIONによって決定され、それに従わなければならない。

1. 本規定上の用語の定義

1) D1 JAPAN ORGANIZATION

D1グランプリシリーズの競技管理を行う組織である。規則策定および運営・管理を行う団体であり、事務局は株式会社サンプロスに置かれる。

2) シリーズプロモーター

D1グランプリシリーズの興行者としてD1グランプリシリーズの全ての商業面の管理を行う者を示す。

3) 映像・公式映像

映像とはD1グランプリ大会会場で撮影されたすべての動画・写真を示す。公式映像はシリーズプロモーターが指定して撮影させた映像で、大会内のみならず大会外で撮影されたものも含まれる。

4) 放映権

3)映像又は公式映像をTV放送・インターネットTVなど商業目的で放送する権利を示し、すべての映像の放映権はシリーズプロモーターが保有し、シリーズプロモーターの許諾なく放送ならびに映像使用できない。

5) メディア

映像、写真、音声を伝えるTV放送、インターネットTV、動画サイト、SNS、DVD、CD、フラッシュメモリー、テープ、新聞、雑誌、チラシ等およびこれを使用する企業等を示す。

6) 肖像

D1グランプリ大会に関わるドライバー、チーム員、競技車両、レースクイーン、主催者スタッフ、特設会場の名称・設備・コースレイアウト等の映像をいう。

7) 肖像権

D1グランプリに関するコスチューム着用等により特徴付けられたD1グランプリ内の肖像については、プロモーターにその取材権利と使用権利預託されることがD1グランプリに関わる者の条件とされている。サーキットの肖像はD1グランプリに使用されているものであっても肖像権はサーキットに帰属する場合がある。

8) 商標権および商業権

D1グランプリは株式会社サンプロスの保有する商標であり、本規定または株式会社サンプロスとの使用許諾契約なくこの権利を使用する事はできない。

9) 撮影

D1グランプリ大会内におけるすべての映像取得行為を示すが、観客の非商業目的の撮影は対象とされない。

10) エントラント

D1グランプリ競技会に参加登録した参加者であり、法人又は個人がこれに該当する。また、そのエントラントが構成する参加チーム員全体を意味し、参加チームの責任者はチーム員全員が本規定を順守する事に責任を持たなければならない。

11) 興行権

D1グランプリ、D1グランプリドライバー、D1グランプリ車両を使用したイベントは株式会社サンプロスが、独占的に興行を行う権利を持つ。

12) レースクイーン

D1グランプリ大会参加のチーム員とは明らかに違うスポンサー企業ロゴの入ったコスチュームまたはそれに類似した衣装を着用し、大会会場でプロモーション活動に従事する女性をいう。

13) スポンサー

D1グランプリシリーズ、D1グランプリ大会の運営及びD1グランプリシリーズ参加エントラントの活動に賛同し、それらの運営支援の対価としてプロモーションおよび商品評価の機会を得る者であり、以下に分類される。

- ① チームスポンサーは、D1グランプリ大会参加チームの協賛者であり、大会内においては参加者の管理下とされる。
- ② シリーズスポンサーは、シリーズプロモーターの協賛者であり、シリーズ全体に対しての契約上の協賛者権利を得られる。
- ③ 大会スポンサーは、大会主催者およびシリーズプロモーターの協賛者であり、当該大会に限定して契約上の協賛者権利を得る。
- ④ タイヤ供給スポンサーは、以下の3つに分類され、それぞれ異なる契約上の協賛者権利が設けられる。
 - i. オフィシャルタイヤスポンサー
 - ii. パートナータイヤスポンサー
 - iii. タイヤスポンサー

2. 公式映像(オフィシャル映像)の利用

D1グランプリシリーズでは公式製作物等に使用するほか、映像素材を利用者に提供する目的で公式映像作成チームにより映像および画像が撮影されており、下記の通りこの映像・画像素材の提供を受けることができる。

- 1) 公式映像は、D1 JAPAN ORGANIZATIONに申請し、認められた場合に有償にて提供される。
- 2) 公式映像の提供価格は使用用途によって異なり、提供時の条件とされた使用用途以外に使用することはできない。
- 3) シリーズプロモーターは、公式映像を最低1メディアで放映することをエントラントへ保証する。

3. 映像および画像の撮影

以下の内容を除き映像・画像の撮影を制限される事はないが、映像・画像の使用については制限される。

- 1) コース内における走行車両の撮影は大会主催者が特別に認め、大会審査委員会が了承した者のみが撮影できる。
- 2) コース外からの走行車両の撮影は観客の視界を妨げない範囲で自由だが、専用エリアでは事前による取材申請者に限られる。
- 3) ドローンによる撮影はオフィシャル映像チーム以外にはおこなうことはできない。
- 4) 車載カメラによる撮影
シリーズプロモーターはすべての参加車両に車載カメラを搭載する権利を有するとともに、その搭載位置はほかに優先され、エントラントはそれを拒否できない。

- ① 車外への搭載は事前申請のあったシリーズスポンサーおよび大会スポンサーに、安全上問題の起きない範囲で練習走行時に限り認められる。
- ② 車内への搭載は、事前申請のあったシリーズスポンサー・大会スポンサーおよび参加エントラントに、安全上問題の起きない範囲で練習走行時に限り認められる。但し、エントラントの映像使用は自身の技術向上のために限定される。

4. 取材申請

大会中のメディアによる取材行為は全て事前による取材申請が行われ、主催者よりメディアパスを発行された者でなければならない。

- 1) D1 JAPAN ORGANIZATIONは、D1グランプリシリーズにおける撮影、取材等の受付、管理を実施する。
- 2) 取材申請を事前におこない受理されたメディアに限り、専用エリアでの撮影が許される。

5. 動画映像使用

1) エントラント、ドライバー、スポンサーのホームページ、SNS、動画サイト

- ① シリーズスポンサーおよび大会スポンサー以外による、特定の商品やブランドにフォーカスした内容(宣伝と判断されるもの)は認められない。
- ② 動画の使用は5分以内に限られる。

2) 広告物(CM、PV等)への使用は、シリーズスポンサーおよび大会スポンサーに限り認められる。その場合、すべての画面上にD1ロゴ(透過ロゴ画像を含む)を掲出しなければならない。

3) 販売用の映像使用はD1 JAPAN ORGANIZATIONに申告し、ロイヤリティ契約を結ばなければ販売は許されない。

6. 写真映像(画像)使用

1) エントラント、ドライバー、スポンサーのホームページ、SNSへの掲載は自由とされるが、特定の商品やブランドにフォーカスした内容(宣伝行為と判断されるもの)はシリーズスポンサーおよび大会スポンサー以外は使用できない。

2) 広告物への使用は、シリーズスポンサーおよび大会スポンサーに限り認められる。その場合、D1ロゴ(透過ロゴ画像を含む)を掲出しなければならない。

3) ノベルティへの使用は認められる。

4) 販売用の画像使用はD1 JAPAN ORGANIZATIONに申告し、ロイヤリティ契約を結ばなければ販売は許されない。

7. D1ロゴ、大会ロゴ、シリーズロゴの使用

1) D1グランプリシリーズのロゴマークは、シリーズプロモーターの登録商標である。シリーズプロモーターは当該商標を管理運用する知的財産権を保持する。

2) エントラントおよびエントラントに帰属するすべての者は、1)で定めるD1グランプリシリーズロゴマークをD1 JAPAN ORGANIZATIONの許可なくして無断で使用することはできない。またエントラントは、D1 JAPAN ORGANIZATIONの許可なく、エントラントのスポンサーに対して当該ロゴマークを無断で使用させてはならない。

3) D1ロゴ、大会ロゴ、シリーズロゴを使用したグッズの製作・販売は、事前申請し認められたものに限り、ロゴの使用が許可される。その場合は、別途ロイヤリティが発生し、その徴収率は条件により異なる。

8. 大会内プロモーション活動

シリーズスポンサーおよび大会スポンサーの大会内プロモーション活動はシリーズプロモーターとの契約内容で規定されるが、エントラントは以下に従わなければならない、チームスポンサーはエントラントの管理下での活動でなければならない。

- 1) エントラントは、ファンサービスに努めなければならない。
- 2) エントラントに帰属するすべての者は以下のD1グランプリシリーズ付帯イベントに協力し、スケジュール通り参加しなければならない。
 - ① オープンピット
 - ② ピットウォーク(ドライバーは最低20分間ファンサービスに努めること)
 - ③ ドリフトクルーズ(競技外でのコース内走行による車両プレゼンテーション)
 - ④ D1 JAPAN ORGANIZATIONより指定された車両による同乗走行
 - ⑤ セレモニー
 - ⑥ その他D1 JAPAN ORGANIZATIONが認めるD1発展のために必要と指定されたイベント
- 3) エントラントおよびチームスポンサーがバドックでプロモーション、ファンサービス等をおこなう場合は通行の妨げにならないよう配慮しなければならない。
- 4) エントラントはD1 JAPAN ORGANIZATIONが指示した場合を除き、公式スケジュール期間中はピットを閉鎖することができない。
- 5) エントラントに帰属するすべての者は、公式映像制作に積極的に協力しなければならない。
- 6) エントラントはD1 JAPAN ORGANIZATIONがおこなうプロモーション活動を円滑に進行させることに協力しなければならない。
- 7) エントラントおよびエントラントに帰属するすべての者のいずれかが本規則8項の規定に違反した場合は、D1規則およびD1グランプリシリーズ規則とは別に、D1 JAPAN ORGANIZATIONにより以下のいずれか、または組み合わせによる罰則が課せられる。D1 JAPAN ORGANIZATIONは当該罰則を適用するにあたっては、当該エントラント関係者から十分な事情聴取を行ってから判定を下すものとし、その決定に対してエントラントは抗議権を持たない。
 - ① 勧告(口頭または文書による勧告)
 - ② 注意喚起(公式ホームページまたは公式通知にて告知)
 - ③ 制裁金(1万円以上)
 - ④ 当該年度の参加登録抹消(該当大会以後の参加取り消し)
 - ⑤ 当該年度または当該大会の獲得ポイント剥奪
 - ⑥ 次年度のシード権剥奪
 - ⑦ 次年度の参加登録拒否

9. 表示・露出

D1グランプリシリーズにおいて、D1グランプリシリーズ規則9項は優先して表示しなければならない、その他に表示・ロゴ露出規定を以下に定める。

- 1) シリーズプロモーター管理以外の表示・露出
 - ① D1グランプリシリーズに関連した競技会以外のロゴおよび主催団体等のロゴをD1 JAPAN ORGANIZATIONの許可なく如何なる場所にも表示・露出してはならない。
 - ② シリーズスポンサーおよび大会スポンサー以外の社名・ロゴ露出、PR活動はD1 JAPAN ORGANIZATIONの許可なくおこなってはならない。
 - ③ シリーズスポンサーおよび大会スポンサーに独占露出契約をしている協賛社(2017年はエナジードリンク)がいる場合は、その企業の競合となる社名表示・ブランド表示、ロゴ露出を含むPR活動は認められない。
 - ④ 車両、レーシングスーツ、ヘルメット、チームウェア等への社名表示・ロゴ露出は認められる。ただし、大会協賛タイヤメーカー以外のタイヤメーカーおよびタイヤブランド等の社名表示・ロゴ露出は一切認められない。

2) 大会協賛タイヤメーカーの露出

大会協賛タイヤメーカーはそれぞれ異なる露出条件が設けられる。セレモニー時のドライバーのキャップ着用については、全ての大会協賛タイヤメーカーに認められる。

i. オフィシャルタイヤスポンサー

- ① 競技車両および展示車両へのロゴ貼付は、台数、サイズ、場所に制限なく認められる。
- ② チーム名ならびに車名にタイヤメーカー名、タイヤ名およびブランド名の使用が認められる。
- ③ レーシングスーツ、ヘルメット、チームウェアへのロゴ貼付に制限はなく認められる。
- ④ チームピットでのロゴ露出は制限なく認められる。
- ⑤ セレモニー時ののぼり掲出数は4本、レースクイーンの人数4名までとする。
- ⑥ タイヤ表面にブランド名またはロゴを白塗りして表示することが認められる。
- ⑦ 広告・販促活動において「D1グランプリ公認オフィシャルタイヤメーカー」の呼称が認められる。

ii. パートナータイヤスポンサー

- ① 競技車両および展示車両へのロゴ貼付は、4台までに限られる。また、そのサイズは15cm×45cm以内とし、貼付箇所は4箇所までとする。
- ② チーム名ならびに車名にタイヤメーカー名、タイヤ名およびブランド名の使用が認められる。
- ③ レーシングスーツ、ヘルメット、チームウェアへのロゴ貼付に制限はなく認められる。
- ④ チームピットでのロゴ露出は4チームまで認められる。
- ⑤ セレモニー時ののぼり掲出数は1本、レースクイーンの人数1名までとする。
- ⑥ タイヤ表面にブランド名またはロゴを白塗りして表示することが認められる。
- ⑦ 広告・販促活動において「D1グランプリ公認オフィシャルタイヤメーカー」の呼称は認められない。

iii. タイヤスポンサー

- ① 競技車両および展示車両へのロゴ貼付は、2台までに限られる。また、そのサイズは10cm×30cm以内とし、貼付箇所はリヤフェンダー、リヤバンパー、フロントバンパーのいずれかで4箇所までとする。
- ② チーム名ならびに車名にタイヤメーカー名、タイヤ名およびブランド名の使用は認められない。
- ③ レーシングスーツ、チームウェアへのロゴ貼付は、左右いずれかの胸部に3.5cm×10cm以内で認められる。但し、ヘルメットへのロゴ貼付は認められない。
- ④ チームピットでのロゴ露出は、0.9m×5mのパナー1枚までとし、2チームにのみ認められる。
- ⑤ セレモニー時ののぼり掲出およびレースクイーンの露出は認められない。
- ⑥ タイヤ表面にブランド名またはロゴを白塗りして表示することは認められない。
- ⑦ 広告・販促活動において「D1グランプリ公認オフィシャルタイヤメーカー」の呼称は認められない。

3) 大会外での表示・露出

- ① D1競技車両を展示・露出する場合は、D1グランプリシリーズ規則9項1)の通りでなければならない
- ② D1ドライバーがレーシングスーツで露出する場合は、D1グランプリシリーズ規則9項2)の通りでなければならない。

10. シリーズクレデンシャルパスの発行

- 1) シリーズプロモーターは、ドライバーおよびチーム員に配布するパスとは別に、シリーズクレデンシャルパスをエントラントに対して発行する。また、その規定は以下の通りとする。
 - ① シリーズエントリーチーム(参戦車両1台につき) ⇒ 5枚
 - ② スポットエントリーチームは参戦時のみの発行 ⇒ 3枚
 - ③ レースクイーンおよびコントローラー用として、登録人数に合わせて最大5枚発行する。
 - ④ 規則違反、またはオフィシャルスタッフの指示に従わないことが認められたチームに対しては、次戦または翌年より枚数が制限される。
 - ⑤ 紛失等の際に再発行するシリーズクレデンシャルパスは1枚につき5万円(税込)とする。
- 2) 以下のドライバーに対し、シリーズクレデンシャルパスを発行する。
 - ① スーパーライセンス保持者 ⇒ 2枚
 - ② 前年度終了時ドライバーズランキング上位8名 ⇒ 3枚

11. レースクイーンへの活動

1) 登録と変更

- ① D1グランプリシリーズに参加するレースクイーンは、すべて管理責任者であるスポンサーまたはエントラントが期限までにD1 JAPAN ORGANIZATIONに氏名(本名および芸名)をレースクイーン登録申請書にて登録しなければならない。
- ② 登録できる人数の上限は、レースクイーン4名とコントローラー1名までとする。
- ③ 登録の変更がある場合は、大会開催週の月曜日までにD1 JAPAN ORGANIZATIONに申請しなければならない。

2) D1グランプリシリーズ付帯イベントへの参加

- ① D1グランプリシリーズ付帯イベントとは、オープニングセレモニー、表彰セレモニーと、プロモーターが指定したものである。
- ② D1グランプリシリーズ付帯イベントに参加を希望する場合は、登録されているレースクイーンのなかから以下の人数内で、毎戦必ずコース入場誓約書をD1 JAPAN ORGANIZATIONに提出しなければならない。
 - a. スポンサー所属レースクイーン ⇒ 上限4名までとする
 - b. エントラント所属レースクイーン ⇒ 上限2名までとする
- ③ コース入場誓約書の提出期限は当該大会開催週の月曜日までとする。
- ④ D1グランプリシリーズ付帯イベントには、申請された者以外への入場は許されない。
- ⑤ パドックでプロモーション、ファンサービス等をおこなう場合は、通行・運営の妨げにならないように配慮しなければならない。

3) 規定違反による罰則

本規定に違反した場合、当該スポンサーおよびエントラントに対して以下の罰則を科すものとする。

- ① 最初に規定違反が発覚した場合は、当該レースクイーンを戒告処分とする。ただし公序良俗に反した者は、最初の違反でシリーズクレデンシャルパスを没収する。また減員による追加、変更申請は認めない。
- ② 戒告ののち、規定違反行為を再度おこなった場合は、本規定に則って発行しているシリーズクレデンシャルパスを没収し、D1グランプリシリーズ付帯イベントへの参加を禁止する。また減員による追加、変更申請は認めない。

12. その他

エントラントに帰属するすべての者は、D1 JAPAN ORGANIZATIONの要請があった場合、以下のプロモーションに参加・協力しなければならない。ただしプロモーションへの参加・協力にあたり、必要となる経費、出演料についてはその都度、別途提示するものとする。

- ① テレビ、ラジオ、他メディアおよび公式プログラムの取材、メディアキャラバンの協力
- ② D1グランプリシリーズスポンサーのプロモーションイベント
- ③ その他D1 JAPAN ORGANIZATIONが必要とするプロモーションイベント

D1

付則-A

付則-B

付則-C

D1 JAPAN

付則-1

D1GP

付則-1

D1-J

D1地方戦